

定 款

神島化学工業株式会社

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は神島化学工業株式会社と称し、英文では
K o n o s h i m a C h e m i c a l C o . , L t d . と表示する。

第2条 (目的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 工業薬品類の製造並びに販売
2. 建設資材の製造並びに販売
3. 各種肥飼料及び農業資材の製造並びに販売
4. 医薬品の製造並びに販売
5. 食品添加物（カルシウム、マグネシウム等）の製造並びに販売
6. 魚貝類、海藻類の養殖及び園芸植物の栽培並びに販売
7. 建設業
8. スポーツ施設及び宿泊施設の経営
9. 不動産の売買、賃貸借、管理及び運営
10. 前記各号関連の機械及び装置の設計、製造、販売、技術指導並びに据付工事の請負施工
11. セラミックスの製造並びに販売
12. 一般貨物自動車運送事業
13. 前記各号に付帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は本店を大阪市に置く。

第4条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は3, 600万株とする。

第6条 (単元株式数及び単元未満株式についての権利)

当会社の単元株式数は100株とする。

- 2 当会社の単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利

第7条 (基準日)

当会社は毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる

株主とする。

- 2 尚前項に定めるほか、必要ある場合は取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第8条 （株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

第9条 （株式取扱規則）

当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱い及び手数料は取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第10条 （招集）

当会社の定時株主総会は毎年7月にこれを招集し、必要ある場合は臨時株主総会を招集する。

第11条 （議長）

株主総会の議長は取締役社長これに当り、取締役社長差支えある場合は取締役会で定める順位をもって、他の取締役がこれに当る。

第12条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第13条 （決議の方法）

株主総会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第14条 （議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

但し株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第15条 （議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第16条 （取締役の員数）

当会社の取締役は15名以内とする。

第17条 （取締役の選任方法）

取締役は株主総会の決議によって選任する。

選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

但し取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第18条 （取締役の任期）

取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第19条 （取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第20条 （代表取締役）

当会社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。

第21条 （役付取締役）

取締役会の決議によって取締役社長1名を定め取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条 （他会社の役員兼任）

当会社の取締役は取締役会の承認を得て他の会社の役員となることができる。

第23条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

第24条 （相談役、顧問）

取締役会の決議により当会社に相談役及び顧問を置くことができる。

第25条 （取締役会の招集）

取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し、会日より2日前までに発する。

但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

第26条 （取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数を

もって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第27条 （取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第28条 （取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第29条 （監査役及び監査役会の設置）

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第30条 （監査役の員数）

当社の監査役は4名以内とする。

第31条 （監査役の選任方法）

監査役は株主総会の決議によって選任する。

選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第32条 （監査役の任期）

監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第33条 （常勤の監査役）

監査役会は監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条 （監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によってこれを定める。

第35条 （監査役会の招集）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の2日前までに発する。

但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

第36条 （監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条 （監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第38条 （監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第39条 （会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第40条 （会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第41条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第42条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第43条 （事業年度）

当会社の事業年度は毎年5月1日より翌年4月30日までとする。

第44条 （剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第45条 （剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第46条 （剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当及び中間配当は支払開始の日より満3年以内に受領しない場合は、当会社は支払の義務を免れるものとする。

剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。

昭和21年	3月	2日	認証
昭和24年	4月	30日	変更
昭和24年	7月	4日	変更
昭和24年	7月	23日	変更
昭和24年	10月	8日	変更
昭和24年	12月	23日	変更
昭和26年	6月	25日	変更
昭和26年	12月	24日	変更
昭和28年	6月	23日	変更
昭和33年	12月	23日	変更
昭和44年	12月	22日	変更
昭和46年	12月	25日	変更
昭和47年	2月	1日	変更
昭和49年	12月	25日	変更
昭和53年	7月	29日	変更
昭和54年	7月	28日	変更
昭和57年	7月	30日	変更
昭和63年	7月	22日	変更
平成3年	7月	26日	変更
平成6年	7月	27日	変更
平成9年	7月	29日	変更
平成14年	7月	26日	変更
平成15年	7月	25日	変更
平成16年	7月	23日	変更
平成17年	7月	22日	変更
平成18年	7月	21日	変更
平成20年	7月	18日	変更
平成21年	7月	17日	変更
平成27年	6月	10日	変更
平成27年	7月	17日	変更
平成29年	7月	21日	変更
令和4年	7月	15日	変更
令和7年	7月	18日	変更